

## 標準処理期間

### (1) 短期給付関係

根拠条項等	処 理 事 項		標準処理 期 間	備 考
	処 理 項 目	期 間 の 内 容		
施行規程 93 条	組合員証の交付	申告書を受理し組合員証を交付するまでの期間	10 日	
施行規程 100 条	組合員被扶養者証の交付	申告書を受理し組合員被扶養者証を交付するまでの期間	10 日	
施行規程 96 条	組合員証等の再交付	申請書を受理し組合員証等を再交付するまでの期間	10 日	
施行規程 95 条	組合員証等の記載事項の訂正	申告書を受理し組合員証等の訂正、交付するまでの期間	10 日	
施行規程 110 条の 5	限度額適用認定証の交付	申請書を受理し限度額適用認定証を交付するまでの期間	10 日	
施行規程 110 条の 6	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	申請書を受理し限度額適用・標準負担額減額認定証を交付するまでの期間	10 日	
施行規程 110 条の 4 の 3	特定疾病療養受療証の交付	申請書を受理し特定疾病療養受療証を交付するまでの期間	10 日	
施行規程 184 条	任意継続組合員証等の交付、再交付及び記載事項の訂正	申告書を受理し任意継続組合員証等の交付、再交付、記載事項訂正後交付するまでの期間	14 日	
施行令 49 条の 6	前納された任意継続掛金の還付	請求書を受理し前納された任意継続掛金を還付するまでの期間	14 日	最長翌月の末業務日
法 58 条	療養費の支給	療養費の請求を受理し支給するまでの期間	50 日	受療月の 3 か月後の 10 日支給（ただし、柔道整復師等による施術の場合は 4 か月後の 10 日支給）
法 59 条	家族療養費の支給	家族療養費の請求を受理し支給するまでの期間	50 日	同上
法 58 条の 2	訪問看護療養費の支給	訪問看護療養費の請求を受理し支給するまでの期間	50 日	同上
法 59 条の 3	家族訪問看護療養費の支給	家族訪問看護療養費の請求を受理し支給するまでの期間	50 日	同上
法 62 条の 2	高額療養費の支給	高額療養費の請求を受理し支給するまでの期間	50 日	同上
法 58 条の 3・ 59 条の 4	移送費及び家族移送費の支給	移送費及び家族移送費の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	15 日まで受付分は翌月 10 日支給 末日まで受付分は翌月 25 日支給

根拠条項等	処 理 事 項		標準処理 期 間	備 考
	処 理 項 目	期 間 の 内 容		
法 63 条・定款	出産費、家族出産費及び同附加金の支給	出産費及び家族出産費の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	同上
法 65 条・定款	埋葬料、家族埋葬料及び同附加金の支給	埋葬料及び家族埋葬料の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	同上
法 68 条	傷病手当金の支給	傷病手当金の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	15 日まで受付分は翌月 10 日支給 末日まで受付分は翌月 25 日支給
法 69 条	出産手当金の支給	出産手当金の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	同上
法 70 条	休業手当金の支給	休業手当金の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	同上
法 70 条の 2	育児休業手当金の支給	育児休業手当金の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	休業月の翌々月 10 日支給
法 70 条の 3	介護休業手当金の支給	介護休業手当金の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	15 日まで受付分は翌月 10 日支給 末日まで受付分は翌月 25 日支給
法 72 条	弔慰金及び家族弔慰金の支給	弔慰金及び家族弔慰金の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	同上
法 73 条	災害見舞金の支給	災害見舞金の請求を受理し支給するまでの期間	30 日	同上
定款・運営規則	家族療養費附加金、一部負担金払戻金の支給	共済組合から自動的に支給するものであり、支給するまでの期間	50 日	受療月の 3 か月後の 10 日支給（ただし、柔道整復師等による施術の場合は 4 か月後の 10 日支給）
開示規程(※)	診療報酬明細書等（レセプト）の開示	開示依頼を受理し保険医療機関等の事前確認を経て、開示するまでの期間	30 日	※兵庫県市町村職員共済組合診療報酬明細書等開示規程（平成 18 年規程第 35 号）

## (2) 長期給付関係

根拠条項等	処 理 事 項		標準処理 期 間	備 考
	処 理 項 目	期 間 の 内 容		
連合会要綱(※)	申請書等の送付	所属所において組合員等から申請書等を受理し共済組合に提出するまでの期間	14 日	※全国市町村職員共済組合連合会長期給付事務処理の標準処理期間に関する要綱（平成 19 年 2 月 22 日）

根拠条項等	処 理 事 項		標準処理 期 間	備 考
	処 理 項 目	期 間 の 内 容		
施行規程 90 条	原票移管	他の共済組合からの組合員原 票移管請求を受理し回答をす るまでの期間	30 日	
	加入期間確認通知書の 交付	加入期間確認請求書を受理し 加入期間確認通知書を交付す るまでの期間	14 日	
厚年法 78 条 の 4	離婚分割に係る情報提供	年金分割のための情報提供請 求書を受理し交付するまでの 期間	30 日	
厚年法 78 条 の 2	離婚特例適用の決定	組合員及びその配偶者より標 準報酬改定請求書を受理し決 定するまでの期間	4 か月	
	年金額の試算	年金額の試算依頼書を受理し 交付するまでの期間	14 日	

### (3) 福祉事業関係

根拠条項等	処 理 事 項		標準処理 期 間	備 考
	処 理 項 目	期 間 の 内 容		
定款・貸付規 則	組合員貸付金の交付	貸付申込書類を受理し貸付金 を送金するまでの期間	30 日	前月末営業日までに 借用証書を受理した ものは、翌月末営業 日の前日に送金（普 通貨付は、15 日ま でに借用証書を受理 したものは、末営業 日の前日に、末営業 日までに借用証書を 受理したものは、翌 月 15 日に送金）
定款・貯金規 程	組合員貯金の払戻し	組合員貯金払戻請求書を受理 し送金するまでの期間	16 日	組合の指定する締切 日及び払戻日（月 2 ～3 回）
定款・要綱	成人病検診助成金の交 付	成人病検診助成金の交付申請 を受理し交付するまでの期間	30 日	10 日まで受付分は 26 日交付

根拠条項等	処 理 事 項		標準処理 期 間	備 考
	処 理 項 目	期 間 の 内 容		
	インフルエンザ予防接種助成金の交付	インフルエンザ予防接種助成金の交付申請を受理し交付するまでの期間	30日	同上
	健康管理保健指導助成金の交付	健康管理保健指導助成金の交付申請を受理し交付するまでの期間	30日	同上
	短期人間ドック・脳ドック利用助成券の交付	短期人間ドック・脳ドック利用助成申込みを受理し助成券を交付するまでの期間	50日	
	子宮がん検診器具の送付	子宮がん検診の受診申込みを受理し検査器具を送付するまでの期間	70日	
	家庭用救急箱セットの配布	組合員資格取得による家庭用救急箱セットを配布するまでの期間	150日	
	家庭用常備薬等の送付	家庭用常備薬等の購入申込みを受理し送付するまでの期間	50日	
	育児誌の配布	育児誌の配布申込みを受理し育児誌を送付するまでの期間	30日	
	退職組合員保養所等利用助成券の交付	組合員資格喪失による退職組合員保養所等利用助成券を交付するまでの期間	60日	
	災害見舞金の支給	災害見舞金の請求を受理し支給するまでの期間	30日	15日まで受付分は翌月10日支給 末日まで受付分は翌月25日支給
法 112 条の 2・定款	特定健康診査受診券の交付（被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者）	特定健康診査受診券発行対象者を抽出し、配布するまでの期間	50日	
	特定保健指導利用券の交付	特定健康診査結果を受理後、特定保健指導利用券を配布するまでの期間	30日	